

報告第4号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,422千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 153,060	千円 Δ17,422	千円 135,638
	1 貸付金元利収入	153,060	Δ17,422	135,638
歳入合計		250,633	Δ17,422	233,211

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 生活福祉費		千円 250,633	千円 Δ17,422	千円 233,211
	1 母子父子寡婦福祉費	250,633	Δ17,422	233,211
歳出合計		250,633	Δ17,422	233,211

報告第5号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,648千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 7,542	千円 Δ1,286	千円 6,256
1 繰越金		7,540	Δ1,286	6,254
	1 繰越金	7,540	Δ1,286	6,254
(農業改良資金業務勘定)		4,064	Δ1,968	2,096
1 繰入金		3,372	Δ2,343	1,029
	1 一般会計繰入金	3,372	Δ2,343	1,029
3 諸収入		691	375	1,066
	1 雑入	691	375	1,066
(就農支援資金業務勘定)		760	Δ394	366
1 繰入金		740	Δ557	183
	1 一般会計繰入金	740	Δ557	183
2 繰越金		10	173	183

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	千円 10	千円 173	千円 183
3 諸収入		10	Δ10	0
	1 雑入	10	Δ10	0
歳入合計		78,015	Δ3,648	74,367

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 7,542	千円 Δ1,286	千円 6,256
1 農林水産業費		7,542	Δ1,286	6,256
	1 農 業 費	7,542	Δ1,286	6,256
(農業改良資金業務勘定)		4,064	Δ1,968	2,096
1 農林水産業費		4,064	Δ1,968	2,096
	1 農 業 費	4,064	Δ1,968	2,096
(就農支援資金業務勘定)		760	Δ394	366
1 農林水産業費		760	Δ394	366
	1 農 業 費	760	Δ394	366
歳 出 合 計		78,015	Δ3,648	74,367

報告第6号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ657千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(業務勘定)		千円 748	千円 △657	千円 91
1 繰入金		745	△656	89
	1 一般会計繰入金	745	△656	89
3 諸収入		2	△1	1
	2 雑入	1	△1	0
歳入合計		748	△657	91

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 748	千円 △657	千円 91
1 農林水産業費		748	△657	91
	1 林 業 費	748	△657	91
歳 出 合 計		748	△657	91

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）

令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,467千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ457,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 118,772	千円 Δ7,208	千円 111,564
	1 財産運用収入	22	Δ1	21
	2 財産売払収入	118,750	Δ7,207	111,543
3 繰入金		109,979	Δ11,865	98,114
	1 一般会計繰入金	109,979	Δ11,865	98,114
4 繰越金		8	10	18
	1 繰越金	8	10	18
5 諸収入		28	19,696	19,724
	1 雑入	28	19,696	19,724
6 県債		8,100	Δ8,100	0
	1 県債	8,100	Δ8,100	0
歳入合計		465,238	Δ7,467	457,771

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 465,238	千円 Δ7,467	千円 457,771
	1 林 業 費	302,997	Δ7,453	295,544
	2 公 債 費	162,241	Δ14	162,227
歳 出 合 計		465,238	Δ7,467	457,771

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
県 営 林 造 林 事 業 費	千円 8,100	普通貸借 (借入先) (株) 日本政策 金融公庫 (借入時期) 令和元年度。た だし、工事その 他の都合により、 その全部又は一 部を翌年度に繰 延べ借入れする ことができる。	(株) 日 本政策金 融公庫法 第12条第 2項及び 林業経営 基盤の強 化等の促 進のため の資金の 融通等に 関する暫 定措置法 第5条第 2項によ り(株) 日本政策 金融公庫 の定める ところ による。	借入時期から40 年以内(うち据 置期間25年以 内)において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	千円 0				
計	8,100				0				

報告第 8 号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 12 日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,227千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 140,662	千円 Δ35,000	千円 105,662
1 繰 入 金		220	Δ70	150
	1 業務勘定繰入金	220	Δ70	150
2 繰 越 金		102,539	Δ33,949	68,590
	1 繰 越 金	102,539	Δ33,949	68,590
3 諸 収 入		37,903	Δ981	36,922
	1 貸付金元利収入	37,903	Δ981	36,922
(業務勘定)		2,028	Δ1,227	801
1 繰 入 金		1,806	Δ1,204	602
	1 一般会計繰入金	1,806	Δ1,204	602
2 繰 越 金		1	1	2
	1 繰 越 金	1	1	2

3 諸 収 入		221	Δ24	197
	1 県預金利子	220	Δ61	159
	2 雑 入	1	37	38
歳 入 合 計		142,690	Δ36,227	106,463

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 140,662	千円 △35,000	千円 105,662
1 農林水産業費		140,662	△35,000	105,662
	1 水産業費	140,662	△35,000	105,662
(業務勘定)		2,028	△1,227	801
1 農林水産業費		2,028	△1,227	801
	1 水産業費	2,028	△1,227	801
歳 出 合 計		142,690	△36,227	106,463

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）

令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,204千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 7,206	千円 Δ1,960	千円 5,246
	1 一般会計繰入金	7,206	Δ1,960	5,246
2 繰越金		3,159	Δ1,224	1,935
	1 繰越金	3,159	Δ1,224	1,935
3 諸収入		275,461	Δ20	275,441
	1 貸付金元利収入	275,461	Δ20	275,441
歳入合計		285,826	Δ3,204	282,622

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 285,826	千円 Δ3,204	千円 282,622
	1 商工業費	20,400	Δ3,184	17,216
	2 公債費	265,426	Δ20	265,406
歳 出 合 計		285,826	Δ3,204	282,622

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）

令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,012,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県債		千円 2,377,400	千円 Δ24,700	千円 2,352,700
	1 県債	2,377,400	Δ24,700	2,352,700
歳入合計		3,037,400	Δ24,700	3,012,700

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地費		千円 3,037,400	千円 Δ24,700	千円 3,012,700
	1 用地費	3,037,400	Δ24,700	3,012,700
歳出合計		3,037,400	Δ24,700	3,012,700

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
用 地 先 行 取 得 費	千円 2,377,400	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和元年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内 (ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ	千円 2,352,700	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	2,377,400				2,352,700			

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,363千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 209,255	千円 Δ27,363	千円 181,892
	1 雑入	209,255	Δ27,363	181,892
歳入合計		209,255	Δ27,363	181,892

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 209,255	千円 Δ27,363	千円 181,892
	1 庁用管理費	67,252	Δ7,260	59,992
	2 文書管理費	142,003	Δ20,103	121,900
歳出合計		209,255	Δ27,363	181,892

報告第12号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）

令和元年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,435千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 164,987	千円 Δ7,098	千円 157,889
	1 使 用 料	164,987	Δ7,098	157,889
2 繰 入 金		59,785	Δ2,399	57,386
	1 一般会計繰入金	59,785	Δ2,399	57,386
3 繰 越 金		1	64	65
	1 繰 越 金	1	64	65
4 諸 収 入		2	Δ2	0
	1 雑 入	2	Δ2	0
歳 入 合 計		224,775	Δ9,435	215,340

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 224,775	千円 Δ9,435	千円 215,340
	1 水産業費	224,177	Δ9,320	214,857
	2 公 債 費	598	Δ115	483
歳 出 合 計		224,775	Δ9,435	215,340

報告第13号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号）

令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,220千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,323,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 704,599	千円 △12,920	千円 691,679
	1 使 用 料	704,599	△12,920	691,679
4 繰 越 金		1	1,976	1,977
	1 繰 越 金	1	1,976	1,977
5 諸 収 入		103,074	△4,376	98,698
	1 雑 入	103,074	△4,376	98,698
6 県 債		915,600	△3,900	911,700
	1 県 債	915,600	△3,900	911,700
歳 入 合 計		2,342,701	△19,220	2,323,481

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 2,342,701	千円 Δ19,220	千円 2,323,481
	1 港 湾 費	714,687	Δ10,003	704,684
	2 公 債 費	1,628,014	Δ9,217	1,618,797
歳 出 合 計		2,342,701	Δ19,220	2,323,481

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 施 設 整 備 費	千円 915,600	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和元年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内 (ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ	千円 911,700	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	915,600				911,700			

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）

令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 767,307	千円 0	千円 767,307
	1 流域下水道費	623,195	0	623,195
歳出合計		767,307	0	767,307

報告第15号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000,001千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,345,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 84,560	千円 1	千円 84,561
	1 財産運用収入	84,560	1	84,561
2 繰入金		3,815,496	0	3,815,496
	1 一般会計繰入金	3,730,941	△5	3,730,936
	2 基金繰入金	84,555	5	84,560
3 県債		58,445,500	2,000,000	60,445,500
	1 県債	58,445,500	2,000,000	60,445,500
歳入合計		62,345,556	2,000,001	64,345,557

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 62,345,556	千円 2,000,001	千円 64,345,557
	1 公債費	62,345,556	2,000,001	64,345,557
歳出合計		62,345,556	2,000,001	64,345,557

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 58,445,500	債券発行又は普通貸借 (借入先) 銀行、その他 (借入時期) 令和元年度	年 利 5.0%以 内 (ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率)	借入時期から30 年以内において 元利均等、元金 均等又は満期一 括などの償還の 方法による。た だし、本県財政 の都合により、 繰上償還をなし、 又は償還年限を 短縮し、若しく は借換えをする ことができる。	千円 60,445,500	補正前に同じ。	補正前 に同じ。	補正前に同じ。
計	58,445,500				60,445,500			

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和2年6月12日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ988,192千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,850,824千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		45,860,398	千円 Δ4	千円 45,860,394
	1 負担金	45,860,398	Δ4	45,860,394
2 国庫支出金		49,230,272	Δ1,267,007	47,963,265
	1 国庫負担金	31,990,695	Δ2,224,354	29,766,341
	2 国庫補助金	17,239,577	957,347	18,196,924
4 繰入金		10,700,252	197,848	10,898,100
	1 一般会計繰入金	9,982,181	202,333	10,184,514
	2 基金繰入金	718,071	Δ4,485	713,586
6 諸収入		50,159,036	80,971	50,240,007
	1 雑入	50,159,036	80,971	50,240,007
歳入合計		157,839,016	Δ988,192	156,850,824

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 157,839,016	千円 △988,192	千円 156,850,824
	1 社会福祉費	157,839,016	△988,192	156,850,824
歳 出 合 計		157,839,016	△988,192	156,850,824